

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第75号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																			
(特定任期付職員の給与に関する特例)		(特定任期付職員の給与に関する特例)																																			
第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		第7条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（医療局企業職員又は企業局企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																			
<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>395,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>444,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>496,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>560,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>639,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>746,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>871,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>395,000</u>	2	<u>444,000</u>	3	<u>496,000</u>	4	<u>560,000</u>	5	<u>639,000</u>	6	<u>746,000</u>	7	<u>871,000</u>	<table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>408,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>459,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>512,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>579,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>660,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>771,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>900,000</u></td></tr></tbody></table>	号 給	給料月額		円	1	<u>408,000</u>	2	<u>459,000</u>	3	<u>512,000</u>	4	<u>579,000</u>	5	<u>660,000</u>	6	<u>771,000</u>	7	<u>900,000</u>
号 給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>395,000</u>																																				
2	<u>444,000</u>																																				
3	<u>496,000</u>																																				
4	<u>560,000</u>																																				
5	<u>639,000</u>																																				
6	<u>746,000</u>																																				
7	<u>871,000</u>																																				
号 給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>408,000</u>																																				
2	<u>459,000</u>																																				
3	<u>512,000</u>																																				
4	<u>579,000</u>																																				
5	<u>660,000</u>																																				
6	<u>771,000</u>																																				
7	<u>900,000</u>																																				
2～4 [略]	2～4 [略]																																				
(給与条例等の適用除外等)	(給与条例等の適用除外等)																																				
第8条 [略]	第8条 [略]																																				
2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項、第38条第2項及び第39条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条	2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項、第38条第2項及び第39条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条																																				

例」という。) 」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。） 」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第39条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項、第29条第2項及び第30条第2項第1号の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。） 」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与等条例第30条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

4 [略]

例」という。) 」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。） 」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第39条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項、第29条第2項及び第30条第2項第1号の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。） 」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与等条例第30条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与条例等の適用除外等) 第8条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項、第38条第2項及び第39条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条	(給与条例等の適用除外等) 第8条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例第4条、第28条の3、第34条の2第1項、第38条第2項及び第39条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条

例」という。) 」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第39条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項、第29条第2項及び第30条第2項第1号の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与等条例第30条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

4 [略]

例」という。) 」と、給与条例第28条の3中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第39条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

3 特定任期付職員に対する給与等条例第5条、第28条の2第1項、第29条第2項及び第30条第2項第1号の規定の適用については、給与等条例第5条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年岩手県条例第56号。以下「任期付職員条例」という。）」と、給与等条例第28条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次項において同じ。）が」と、給与等条例第29条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与等条例第30条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。